

ファカルティ・ディベロップメント委員会規程（大学）

（趣旨）

第1条 この規程は、九州産業大学の学部及び大学院の授業内容及び方法の改善を図ることを目的として設置するファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の推進を図ることを任務とする。

- (1) 授業及び研究指導改善のための基本方針の策定に関する事項
- (2) 研修会及び講習会の開催に関する事項
- (3) 教員の授業及び研究指導の内容・方法についての相互研鑽に関する事項
- (4) 学生による授業及び研究指導の評価に関する事項
- (5) 学生の学力育成と能力向上に関する事項
- (6) 学部間、学科間及び研究科間、専攻間の履修制度の整備及び授業科目の開発・支援に関する事項
- (7) その他、委員会が必要と認めた事項

（構成）

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 各研究科長
- (5) 健康・スポーツ科学センター所長
- (6) 教務部長
- (7) 語学教育研究センター所長
- (8) 基礎教育センター所長
- (9) 教職課程主任
- (10) 委員長が指名する専任教員
- (11) 事務局長

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長をもって充て、副委員長は副学長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（専門部会）

第6条 委員会の任務を円滑に遂行するために、委員会の下に学部専門部会及び大学院専門部会を置

く。

2 専門部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、大学評価室が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長が協議会の意見を聴取した上で行う。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 九州産業大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程は、廃止する。
- 3 九州産業大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。